

○財務省告示第二百六十五号

国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵省令第三十号）第五条第十一项の規定に基づき、平成二十八年八月四日に発行した利付国債の発行条件等を次のとおり告示する。

平成二十八年九月八日

財務大臣 麻生 太郎

一 名称及び記

利付国庫債券（十年）（第三百四十三回）

二 発行の根拠
の法律及びそ

の法律及びその根拠は、昭和二十二年法律第三十四号（昭和三十四年法律第三十四号）第四条第一項及び財政運営に必要な財源の確保を図るための公債の発行の特例に関する法律（平成二十四年法律第一号）第三十一条並びに特別会計に関する法律（平成十九年法律第二十三号）第四十六条第一項及び第六十二条第一項

三 振替法の適

用等
社債、株式等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）以下「振替法」という。の規定の適用を受けるものとし、その振替機関は日本銀行とする。

四 発行方法

価格を競争に付して行われる入札（以下「価格競争入札」という。）による発行（以下「価格競争入札発行」という。）、価格競争入札と同時に行われる入札であつて、価格競争入札において定められた利率をその利率とし、価格競争入札において決定を受けた各申込みの応募

五

方募

入 価 法 入
札 格 決
発 競 定
行 争 の

ハ ロ イ

・別債行争非者特国札非 入 価 法 入
第参市及入価・別債発競 札 格 決
II加場び札格第参市行争 発 競 定
非者特国発競I加場 入 行 争 の

争 市 る 参 て し び 価 一 を 場 で 競 競 と て 価
入 場 も 加 加 した 価格 国 を であ 争 争 と 得 格
札 特 の 者 財 後 格 債 定 特 あ 争 争 と す 得 格
発 別 参 者 務 に行 競 市 参 参 入 入 入 入 入 得 格
行 加 行 限 大臣 行 争 争 者 者 札 札 も の 入 入 入 格
「 者 行 額 を 各 入 入 札 札 行 行 行 行 行 行 入 格
と 第 以 下 一 国 入 入 特 特 行 行 行 行 行 行 行 格
い II 下 一 国 入 入 者 者 者 者 者 者 者 者 者 者
う 非 国 債 入 入 者 者 者 者 者 者 者 者 者 者
。」 価 市 札 札 者 者 者 者 者 者 者 者 者 者
。」 格 場 特 特 者 者 者 者 者 者 者 者 者 者
競 債 特 特 者 者 者 者 者 者 者 者 者 者

各 申 込 みのうち 応募 価格 の 高い
も の からの うち 応募 価格 の 高い
当 てる 。 応募 額 を 案 分 により
各 申 込 みの 応募 額 を 案 分 により
割 り 当て る 。 応募 額 を 案 分 により
各 国 債 市 場 特 別 参 加 者 各 の 申
募 限 度 額 の 範 囲 内 にお いて 各 申
込 みの 応募 額 を 割 り 当て る 。

イ

発

入価入価
札格行札格
発競 発競
行争額行争

ロ

札非
発競
行争
入

ハ

国債市
特別参加
者別第I
非者第I
争非者
行争非者

円額 二兆七千五百十二億
 額面金額で二兆七千五百十二億
 うち、基礎法第四十一条の規
 定に基づき発行した利付第一項の
 ついでに、百二十億を、財政局
 億七千二百五十万圓の額を、た
 に、公債発行の特例によるため
 のに、第三十二条の第一項の規
 律第三十二条の第一項の規定に基
 づき、発行した利付七千二百
 額面金額十億二千、
 百六十万圓の特例会計に
 法第十二条の第一項の規定に
 基づき、発行した利付十億六
 千七百萬圓の額を、
 第八十五号の法に
 基づき、発行した利付十億六
 千七百萬圓の額を、
 第三十五条の第一項の規
 定に基づき、発行した利付
 三億七千九百九十萬圓の額を、
 特別に、
 特別に、
 特別に、

十 十		九 八		七	
イ 一		二		ハ	
発 行 行 日		最 低 額 面 金		払 込 金 額	
入 札 発 行 行 日		争 取 非 者 特 国 債 市 場		争 取 非 者 特 国 債 市 場	
格 格 競 争 格		入 札 発 行 行 日		入 札 発 行 行 日	
銭 額 以 上 の そ れ ぞ れ の 応 募 価 格	平 成 二 十 八 年 八 月 四 日	五 万 円	千 六 百 二 十 五 億 三 千 八 百 九 十 二 万 円	二 兆 二 千 七 百 五 十 八 万 円	十 一 億 九 千 四 百 十 八 万 四 千 二 百 円
	す る 。	の 記 載 又 は 規 定 に よ る 振 替 口 座 簿			
	額 の 整 数 倍 の 金 額 に よ る も の と				
					で 千 六 百 二 億 円
					た 利 付 国 債 に つ い て 、 額 面 金 額
					条 第 一 項 の 規 定 に 基 づ き 発 行 し
					特 別 会 計 に 関 す る 法 律 第 四 十 六

口

十 十
三 二

の 経 利 入 価 ・ 別 債 行 争 非 者 特 国 札 非
払 過 札 格 第 参 市 及 入 価 ・ 別 債 発 競
込 利 発 競 II 加 場 び 札 格 第 参 市 行 争
み 子 率 行 争 非 者 特 国 発 競 I 加 場 、 入

十 四
初 期 利 子

十 五
後 第 二 期 子 以

六 額 面 金 額 百 円 に つ き 百 一 円 四 十

年 ○ ・ 一 パ ー セ ン ト
募 入 決 定 の 通 知 を 受 け た 者 は 、
払 込 金 額 に 加 え 、 第 二 号 に よ
り 算 出 し た 金 額 を 第 十 号 に 規
定 す る 期 日 に 払 込 む の と 規
る 。

$$\frac{\text{額面金額の総額} \times \frac{0.1}{100} \times \frac{45}{365}}$$

平 成 二 十 八 年 十 二 月 二 十 日 を 支
払 期 と し 、 次 の 算 式 に よ り 算 出
し た 金 額 を 支 払 う 。 た だ し 、 支
払 期 が 銀 行 休 業 日 に 当 る と き
は 、 そ の 翌 営 業 日 に 払 込 ん だ
下 、 次 号 及 び 第 十 六 号 に お い
規 定 す る 期 日 に つ い て 同 じ と
す る 。

$$\frac{\text{額面金額} \times \frac{0.1}{100} \times \frac{1}{2}}$$

毎 年 六 月 二 十 日 及 び 十 二 月 二 十
日 を 支 払 期 と し 、 各 支 払 期 に お

二 十 十 十 十
十 九 八 七 六

払 者 入 払 元 償 償
込 札 場 利 還 還
期 参 所 金 金 期
日 加 支 額 限

平 財 日 額 平 る い
成 務 本 面 成 利 て
二 大 銀 金 三 子 、
十 臣 行 額 十 八 支 そ
八 か 百 円 年 六 払 の
年 通 円 に 年 月 う 日
八 知 を つ 六 月 。 以
月 受 百 月 二 前
四 け 円 十 日 六
日 者 円 日 月 月
間 に 間 に 属
す